

発行者情報

【表紙】

| | |
|-------------------------------------|---|
| 【公表書類】 | 発行者情報 |
| 【公表日】 | 2026年1月29日 |
| 【発行者の名称】 | 株式会社ニューズドテック (NewsedTech Co., Ltd.) |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 栗津 浜一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区京橋一丁目7番1号 |
| 【電話番号】 | 03-3526-2755 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役コーポレート本部長 木村 かおる |
| 【担当J-Adviserの名称】 | 宝印刷株式会社 |
| 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 白井 恒太 |
| 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 | 東京都豊島区高田三丁目28番8号 |
| 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 | https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/ |
| 【電話番号】 | 03-3971-3392 |
| 【取引所金融商品市場等に関する事項】 | 東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号 |
| 【公表されるホームページのアドレス】 | 株式会社ニューズドテック https://newsedtech.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ |

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第34【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第18期 中間期 | 第16期 | 第17期 |
|--------------------------------|------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | | 自 2025年5月1日 至 2025年10月31日 | 自 2023年5月1日 至 2024年4月30日 | 自 2024年5月1日 至 2025年4月30日 |
| 売上高 | (千円) | 1,129,073 | 2,519,038 | 2,265,129 |
| 経常利益又は経常損失 (△) | (千円) | △1,354 | 2,935 | 12,411 |
| 当期純利益又は中間純損失 (△) | (千円) | △904 | 3,209 | 8,700 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 | (千円) | — | — | — |
| 資本金 | (千円) | 30,495 | 30,000 | 30,000 |
| 発行済株式総数 | (株) | 2,100,000 | 2,010,000 | 2,010,000 |
| 純資産額 | (千円) | 51,867 | 43,170 | 51,871 |
| 総資産額 | (千円) | 992,688 | 785,869 | 940,439 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 24.62 | 21.35 | 25.68 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) | (円) | — (—) | — (—) | — (—) |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり中間純損失 (△) | (円) | △0.43 | 1.59 | 4.32 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益 | (円) | — | — | — |
| 自己資本比率 | (%) | 5.2 | 5.5 | 5.5 |
| 自己資本利益率 | (%) | — | 7.8 | 18.4 |
| 株価収益率 | (倍) | — | — | — |
| 配当性向 | (%) | — | — | — |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 115,877 | 4,762 | △27,148 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | △51,981 | △34,460 | △141,662 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 48,884 | 57,887 | 133,654 |
| 現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 | (千円) | 274,743 | 197,120 | 161,963 |
| 従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 | (名) | 17 〔21〕 | 19 〔28〕 | 17 〔21〕 |

(注) 1. 当社には子会社がないため、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度又は中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第16期及び第17期の中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 第16期及び第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第18期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は当中間会計期間の末日において非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6. 第18期中間期の自己資本利益率は、中間純損失であるため記載しておりません。

7. 株価収益率については、第16期、第17期、第18期中間期は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔〕内に外数で記載しております。

9. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第17期の財務諸表については、そうせい監査法人の監査を受けておりますが、第16期の財務諸表については当該監査を受けておりません。

また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第18期中間期の中間財務諸表については、そうせい監査法人の期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年10月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 17 (21) | 33.3 | 4.9 | 4,584 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与、時間外手当を含んでおります。
3. 平均年間給与には、パート、臨時従業員の給与は含まれておりません。
4. 当社はモバイル端末販売レンタル事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（2025年5月1日から2025年10月31日）におけるわが国経済は、インバウンド需要の継続や堅調な企業業績等を背景に、雇用・所得環境の改善など景気は緩やかな回復が続きましたが、原材料・エネルギー価格の高止まりや継続する物価上昇など設備投資や個人消費が下振れする懸念要素もあり、また米国による新たな関税政策や中東情勢の緊迫化などにより、依然として不透明な状況が続いております。

加えて、円相場の変動幅も拡大し、輸入コストの上昇が企業収益を圧迫しています。一方で、少子高齢化とそれに起因する労働力不足がますます深刻化する中、介護福祉や建設・建築など人手依存度の高い産業においては、デジタルトランスフォーメーションの推進が加速しています。これに伴い、タブレット端末やスマートフォンの実需が引き続き拡大しています。

当社が属するモバイル端末流通業界においては、2019年10月施行の改正電気通信事業法施行に基づき、携帯電話端末代金と通信料金の完全分離が義務化されて以来、端末の平均新品単価は上昇傾向が止まらず、2024年の平均新品端末単価は84,691円（前年比8.8%増加）となりました（出所：総務省「端末市場の動向について」）。その一方で、端末価格の高騰と通信料金分離の浸透、さらには端末自体のコモディティ化の進行により、機種変更のサイクルはさらに伸びており、過去10年間で平均機種変更期間が3.7年から4.3年にまで延長しています（出所：内閣府「消費動向調査（2025年3月実施分）」）。このため、バッテリーの劣化に対する消費者の意識が一段と高まり、購入・機種変更時におけるバッテリー状態の重視が顕著になってきています。

こうした環境変化を背景に、当社では2025年1月の販売開始以降、バッテリーが新品同様の状態に再生された中古端末の販売が大きく伸長し、EC販売および法人向け販売の売上高に大きく貢献しています。また、新規事業として立ち上げた端末レンタル事業も、デジタル化需要の高まりを捉えて順調に軌道に乗りつつあり、端末ニーズが高い顧客層へのアプローチ強化が奏功しています。

その結果、リユース事業の売上高は1,080,408千円、レンタル事業の売上高は48,664千円で全社の売上高は1,129,073千円となりました。

利益面につきましては、営業利益は9,997千円となりましたが、借入金に関する支払利息10,947千円の計上等により、経常損失は1,354千円、中間純損失は904千円となりました。

なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

当社はモバイル端末販売レンタル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前事業年度末に比べ112,779千円増加し、274,743千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は115,877千円となりました。これは主に、売上債権の減少額66,486千円、前渡金の減少額45,412千円及び前払費用の減少額11,434千円の増加要因があった一方、税引前中間純損失1,354千円及び棚卸資産の増加額12,452千円の減少要因があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は51,981千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出8,739千円、無形固定資産の取得による支出39,863千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は48,884千円となりました。これは、長期借入れによる収入160,000千円の増加要因があった一方で、短期借入金の純減少額39,950千円及び長期借入金の返済による支出72,066千円の減少要因があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注から納品までの期間が短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社はモバイル端末販売レンタル事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。当中間会計期間における販売実績をサービス分野ごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業区分 | 販売高(千円) | 前年同期比(%) |
|--------|-----------|----------|
| リユース事業 | 1,080,408 | — |
| レンタル事業 | 48,664 | — |
| 合計 | 1,129,073 | — |

(注) 1. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

| 相手先 | 当中間会計期間 | |
|--------------------|---------|-------|
| | 販売高(千円) | 割合(%) |
| 株式会社インターネットイニシアティブ | 232,249 | 20.57 |

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。また新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年11月21日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本書公表日現在において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、またはJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情がない限り1カ月）を定めてその義務の履行または違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行または違反の是正がなされなかった時は、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意または相手方に対する1カ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行または違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

なお、当発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無でJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。

以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の

状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証明する書面

(b)産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c まで掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a)当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b)当社が前号 c に規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
- (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適當な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適

正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると当社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他1経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5 【重要な契約等】

当中間会計期間において、重要な契約等の決定または締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この中間財務諸表を作成するに当たって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末の流動資産の残高は、756,309千円となり、前事業年度末に比べて3,105千円増加いたしました。これは、現金及び預金が112,782千円、商品が12,452千円増加した一方で、売掛金が66,954千円、前渡金が45,412千円減少したことが主な要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末の固定資産の残高は、236,378千円となり、前事業年度末に比べて49,143千円増加いたしました。これは、ソフトウェアが31,117千円、ソフトウェア仮勘定が10,074千円増加したことが主な要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末の流動負債の残高は、637,289千円となり、前事業年度末に比べて24,055千円減少いたしました。これは、買掛金が10,046千円増加した一方で、短期借入金が39,950千円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末の固定負債の残高は、303,532千円となり、前事業年度末に比べて76,309千円増加いたしました。これは、長期借入金が76,309千円増加したことが要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末の純資産合計は、51,867千円となり、前事業年度末に比べて4千円減少いたしました。これは、中間純損失904千円を計上したことが主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

経営成績の分析につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数(株) | 未発行株式数(株) | 中間会計期間末現在発行数(2025年10月31日)(株) | 公表日現在発行数(2026年1月29日)(株) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|-----------------------|-------------|-----------|------------------------------|-------------------------|----------------------------|-----------|
| 普通株式 | 8,000,000 | 5,900,000 | 2,100,000 | 2,100,000 | 東京証券取引所(TOKYO PRO Market) | 単元株式数100株 |
| 計 | 8,000,000 | 5,900,000 | 2,100,000 | 2,100,000 | — | — |

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式220,800株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

| | 当中間会計期間末現在(2025年10月31日) | 公表日の前月末現在(2025年12月31日) |
|--|---------------------------------|------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 160,000 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 160,000 (注) 1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 10 (注) 2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 2021年4月29日～2029年4月29日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 10 資本組入額 5 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | 同左 |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による、新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役の過半数が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役の過半数が別段の取扱いについて賛成した場合にはこの限りではない。
- ①禁固刑以上の刑に処せられた場合
 - ②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合。(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
 - ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手は不渡りになった場合
 - ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦就業規則に反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (4) 各本新株予約権者の一部行使はできない

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転契約の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社が決定した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会の決議をもって決定した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。
- (2) 当社は、本新株予約権者が上記、新株予約権の行使の条件に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

第3回新株予約権

| | 当中間会計期間末現在 (2025年10月31日) | 公表日の前月末現在 (2025年12月31日) |
|--|---------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 61,800 | 60,800 (注) 3 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 61,800 (注) 1 | 60,800 (注) 3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 400 (注) 2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 2026年12月28日～2034年12月24日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 400 資本組入額 200 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | 同左 |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による、新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + \text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当中間会計期間末から公表日の前月末現在までの間に新株予約権1,000個の権利が喪失したため、公表日の前月末現在の新株予約権の数は60,800個、新株予約権の目的となる株式の数は60,800株となっております。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権を取得した時点において、当該本新株予約権者が当社の取締役又は従業員である場合は、新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、正当な理由があるとして当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人には本新株予約権を行使することができない。
- (3) 新株予約権者は次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。

①禁固刑以上の刑に処せられた場合

②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合。(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

- ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手は不渡りになった場合
 - ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦就業規則に反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (4) 各本新株予約権者の一部行使はできない

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、新株予約権の割当を受けた者が上記、新株予約権の行使の条件に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社と合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|-------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2025年6月10日 (注) | 90,000 | 2,100,000 | 495 | 30,495 | 495 | 2,495 |

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

2025年10月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|-------------------|-------------------------------|--------------|---------------------------------|
| 栗津株式会社 (注) 1 | 東京都千代田区神田佐久間町3-37 | 1,186,000 | 56.48 |
| 木村 かおる | 東京都墨田区 | 300,000 | 14.29 |
| 谷家 衛 | Repulse Bay, Hong Kong | 255,290 | 12.16 |
| あすかホールディングス株式会社 | 東京都港区南青山3丁目1番36号 青山丸竹ビル6階 | 156,005 | 7.43 |
| ブルーベル・エス株式会社 | 東京都港区白金二丁目1番38-103号 | 85,097 | 4.05 |
| 株式会社Excellent One | 東京都港区南青山一丁目1番1号 新青山ビル東館19階 | 85,097 | 4.05 |
| 今山 節治 | 大分県大分市 | 10,000 | 0.48 |
| 吉崎 静 | 東京都港区 | 8,511 | 0.41 |
| 栗津 浜一 | 東京都千代田区 | 6,500 | 0.31 |
| 栗津 裕吉 | 岐阜県各務原市 | 5,500 | 0.26 |
| 計 | — | 2,098,000 | 99.90 |

(注) 1. 当社代表取締役の資産管理会社であります。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年10月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|----|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | — | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 2,099,700 | 20,997 | — |
| 単元未満株式 | 300 | — | — |
| 発行済株式総数 | 2,100,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 20,997 | — |

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

当社株式は、2025年12月22日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

2025年11月21日付の発行者情報公表日後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は第1種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

(3) 当社は前中間会計期間(2024年5月1日から2024年10月31日まで)の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年5月1日から2025年10月31日まで)の中間財務諸表について、そうせい監査法人により期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2025年4月30日) | 当中間会計期間 (2025年10月31日) |
|---------------|-----------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 168,363 | 281,146 |
| 売掛金 | 210,706 | 143,751 |
| 商品 | 284,499 | 296,952 |
| 前渡金 | 45,412 | — |
| 前払費用 | 43,372 | 32,711 |
| その他 | 3,014 | 3,750 |
| 貸倒引当金 | △2,164 | △2,001 |
| 流動資産合計 | 753,204 | 756,309 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 63,164 | 63,164 |
| 減価償却累計額 | △1,992 | △4,181 |
| 建物(純額) | 61,172 | 58,983 |
| 工具、器具及び備品 | 10,865 | 19,605 |
| 減価償却累計額 | △1,561 | △2,530 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 9,304 | 17,075 |
| 有形固定資産合計 | 70,477 | 76,059 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 43,913 | 75,030 |
| ソフトウェア仮勘定 | 19,542 | 29,617 |
| 無形固定資産合計 | 63,455 | 104,648 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期前払費用 | 1,809 | 4,750 |
| 繰延税金資産 | 14,911 | 15,380 |
| その他 | 36,580 | 35,540 |
| 投資その他の資産合計 | 53,301 | 55,671 |
| 固定資産合計 | 187,234 | 236,378 |
| 資産合計 | 940,439 | 992,688 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2025年4月30日) | 当中間会計期間 (2025年10月31日) |
|---------------|-----------------------|--------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 31,216 | 41,262 |
| 短期借入金 | ※1※2 399,950 | ※1※2 360,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 129,072 | 140,697 |
| 未払金 | 76,338 | 81,345 |
| 未払法人税等 | 1,074 | — |
| 前受金 | 2,925 | 2,551 |
| 預り金 | 4,849 | 5,370 |
| 賞与引当金 | 3,490 | — |
| その他 | 12,427 | 6,063 |
| 流動負債合計 | 661,344 | 637,289 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 227,223 | 303,532 |
| 固定負債合計 | 227,223 | 303,532 |
| 負債合計 | 888,567 | 940,821 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 30,000 | 30,495 |
| 資本剰余金 | 2,000 | 2,495 |
| 利益剰余金 | 19,621 | 18,717 |
| 株主資本合計 | 51,621 | 51,707 |
| 新株予約権 | 250 | 160 |
| 純資産合計 | 51,871 | 51,867 |
| 負債純資産合計 | 940,439 | 992,688 |

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) | |
|-------------|---|-----------|
| 売上高 | | 1,129,073 |
| 売上原価 | | 795,395 |
| 売上総利益 | | 333,677 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 | 323,679 |
| 営業利益 | | 9,997 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | | 120 |
| その他 | | 168 |
| 営業外収益合計 | | 289 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | | 10,947 |
| 売上債権売却損 | | 468 |
| その他 | | 225 |
| 営業外費用合計 | | 11,641 |
| 経常損失(△) | | △1,354 |
| 税引前中間純損失(△) | | △1,354 |
| 法人税等 | ※2 | △450 |
| 中間純損失(△) | | △904 |

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) | |
|---|-----------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前中間純損失(△) | △1,354 |
| 減価償却費 | 9,868 |
| 敷金の償却 | 1,040 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | △162 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | △3,490 |
| 受取利息 | △120 |
| 支払利息 | 10,947 |
| 売上債権売却損 | 468 |
| 売上債権の増減額(△は増加) | 66,486 |
| 棚卸資産の増減額(△は増加) | △12,452 |
| 前渡金の増減額(△は増加) | 45,412 |
| 前払費用の増減額(△は増加) | 11,434 |
| 仕入債務の増減額(△は減少) | 10,046 |
| 未払金の増減額(△は減少) | △3,390 |
| 前受金の増減額(△は減少) | △373 |
| その他 | △6,244 |
| 小計 | 128,114 |
| 利息の受取額 | 99 |
| 利息の支払額 | △11,261 |
| 法人税等の支払額 | △1,074 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 115,877 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △8,739 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △39,863 |
| 長期前払費用の取得による支出 | △3,378 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △51,981 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 短期借入金の純増減額(△は減少) | △39,950 |
| 長期借入れによる収入 | 160,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △72,066 |
| 新株予約権の行使による株式の発行による収入 | 900 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 48,884 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | 112,779 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 161,963 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※ 274,743 |

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益又は税引前中間純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前中間純利益又は税引前中間純損失に法定実効税率を乗じた金額に、繰延税金資産の回収可能性を考慮して計算しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2025年4月30日) | 当中間会計期間 (2025年10月31日) |
|------------|-----------------------|--------------------------|
| 当座貸越極度額の総額 | 300,000 千円 | 300,000 千円 |
| 借入実行残高 | 300,000 " | 290,000 " |
| 差引額 | — " | 10,000 " |

※2 短期借入金に対し将来発生する債権を担保に供しており、その金額は以下のとおりであります。

| 前事業年度 (2025年4月30日) | 当中間会計期間 (2025年10月31日) |
|-----------------------|--------------------------|
| 99,950 千円 | 70,000 千円 |

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) |
|---------|---|
| 広告宣伝費 | 48,995 千円 |
| システム使用料 | 56,284 " |
| 役員報酬 | 45,300 " |
| 給料手当 | 62,950 " |
| 減価償却費 | 9,868 " |

※2 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) |
|------------------|---|
| 現金及び預金 | 281,146 千円 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | △6,402 〃 |
| 現金及び現金同等物 | 274,743 千円 |

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、モバイル端末販売レンタル事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) |
|---------------|---|
| 売上高 | |
| リユース事業（販売） | 1,080,408 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,080,408 |
| その他の収益 | 48,664 |
| 外部顧客への売上高 | 1,129,073 |

(注) 「その他の収益」は、レンタル事業における、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はモバイル端末販売レンタル事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

| | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) |
|---------------|---|
| 1株当たり中間純損失(△) | △0.43円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は当中間会計期間の末日において非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) |
|---------------------|---|
| 中間純損失(△)(千円) | △904 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 普通株式に係る中間純損失(△)(千円) | △904 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,079,946 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年1月29日

株式会社ニューズドテック
取締役会 御中

そうせい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 木 村 勝 治
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 菊 池 慎 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニューズドテックの2025年5月1日から2026年4月30日までの第18期事業年度の中間会計期間（2025年5月1日から2025年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニューズドテックの2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が

認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の期中レビュー報告書の原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。